

## 議案第 2 4 号

### 久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例（平成22年久喜市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「都市計画法（昭和43年法律第100号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）」に改める。

第6条ただし書を削る。

別表第1中第37項を第43項とし、第19項から第36項までを6項ずつ繰り下げ、第18項の次に次の6項を加える。

19	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第3条第1項の規定に基づく電気工事業者の登録申請手数料	1件につき 22,000円	
20	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の規定に基づく電気工事業者の更新の登録申請手数料	1件につき 12,000円	
21	電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第2項の規定に基づく電気工事業者の登録証の訂正手数料	1件につき 2,200円	
22	電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定に基づく電気工事業者の登録証の再交付手数料	1件につき 2,200円	
23	電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定に基づく登録電気工事業者登録簿の謄本の交付手数料	1枚につき 600円	
24	電気工事業の業務の適正化に関	1回につき 440円	

	する法律第16条の規定に基づく 登録電気工事業者登録簿の閲覧 手数料		
--	--	--	--

別表第2第1項金額の欄を次のように改める。

- ア 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項及び第70項アにおいて同じ。）が30平方メートル以内のもの 7,000円
- イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円
- ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円
- エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 31,000円
- オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 58,000円
- カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 78,000円
- キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 235,000円
- ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 420,000円
- ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 777,000円

別表第2第2項金額の欄中「前項金額の欄ア又はイ」を「前項金額の欄アからケまで」に改め、同表第5項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「第18条第19項」を「第18条第21項」に改め、同表第6項から第8項までの規定中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同表第9項から第12項までの規定中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同表第13項中「建築基準法第7条の6第1項第1号」の次に「若しくは第2号」を加え、「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「仮使用の承認の申請」を「仮使用の認定の申請」に、「建築物等の仮使用承認申請手数料」を「建築物等の仮使用認定申請手数料」に改め、同表第35項から第37項までの規定中「第67条の2」を「第67条の3」に改め、同表第63項中「法律第81号」の次に「。以下「品確法」という。」を加え、同項金額の欄イ中「ア以外の場合」を「ア又はイ以外の場合」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄アの次に次のように加える。

- イ 長期優良住宅建築等計画が品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能

評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第65項において同じ。）の写しが提出された場合

- (ア) 一戸建ての住宅 23,000円
- (イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
  - a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 72,000円
  - b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 112,000円
  - c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 207,000円
  - d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 350,000円
  - e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 535,000円
  - f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 969,000円
  - g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 1,321,000円
  - h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1,597,000円

別表第2第64項金額の欄を次のように改める。

前項金額の欄ア（ア）、イ（ア）又はウ（ア）の額（共同住宅等については、同欄ア（イ）aからhまで、イ（イ）aからhまで又はウ（イ）aからhまでの床面積の合計の区分に応じ定める額）に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））

ア 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (ア) 床面積の合計（申請に係る住戸を含む1の建築物の第1項金額の欄ア（ア）の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの 7,000円
- (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 14,000円
- (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 24,000円

- (エ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの 31,000円
- (オ) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 58,000円
- (カ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 78,000円
- (キ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 235,000円
- (ク) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 420,000円
- (ケ) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 777,000円
- イ 建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (ア) 昇降機を設置するもの((イ)に掲げるものを除く。) 1基ごとに14,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)
  - (イ) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するもの 1基ごとに7,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)
- ウ 構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合 申請に係る住戸を含む構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物ごとに次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
  - (ア) 判定対象床面積が 1,000 平方メートル以内のもの
    - a b以外のもの 171,480円
    - b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 118,560円
  - (イ) 判定対象床面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
    - a b以外のもの 228,720円
    - b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 147,720円
  - (ウ) 判定対象床面積が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの
    - a b以外のもの 262,200円
    - b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 161,760円
  - (エ) 判定対象床面積が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの
    - a b以外のもの 346,440円
    - b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 204,960円

(オ) 判定対象床面積が50,000平方メートルを超えるもの

a b以外のもの 636,960円

b 構造計算が大臣認定プログラムにより行われるもの 347,520円

別表第2第65項金額の欄イ中「ア以外のもの」を「ア又はイ以外の場合」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄アの次に次のように加える。

イ 変更後の長期優良住宅建築等計画が品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写しが提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 11,500円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

a 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 36,000円

b 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 56,000円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 103,500円

d 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 175,000円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 267,500円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 484,500円

g 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 660,500円

h 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 798,500円

別表第2第66項金額の欄を次のように改める。

第64項金額の欄アの額に、前項金額の欄ア（ア）、イ（ア）又はウ（ア）の額（共同住宅等については、同欄ア（イ）aからhまで、イ（イ）aからhまで又はウ（イ）aからhまでの床面積の合計の区分に応じ定める額）を加算し、第64項金額の欄イ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））

別表第2第70項金額の欄ウ中「構造計算適合性判定を要する場合」を「構造計算適合性判定の実施の申出を伴う場合」に、「構造計算適合性判定を要する」を「構造計算適合性判定を行おうとする」に改める。

別表第2中第81項を第82項とし、第73項から第80項までを1項ずつ繰り下げ、

第72項の次に次の1項を加える。

73	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	160,000 円
----	--	--	-----------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条、別表第2第1項金額の欄、第2項、第5項、第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項、第12項、第13項、第35項、第36項、第37項、第64項金額の欄（ウの部分に限る。）及び第70項金額の欄ウの改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、別表第1第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第24項、別表第2第63項、第64項金額の欄（ウの部分を除く。）、第65項及び第66項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

埼玉県からの電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務の一部の権限移譲及び建築基準法、マンションの建替えの円滑化等に関する法律等の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。